

## 指定訪問リハビリテーション運営規定

第1条 医療法人 美郷会 西蒲中央病院が実施する指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 1 指定訪問リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。  
2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (名称及び所在地)

第4条 指定訪問リハビリテーションを実施する事業者の名称及び所在地は次の通りとする。  
(1) 名称 医療法人 美郷会 西蒲中央病院  
(2) 所在地 新潟県新潟市旗屋 731 番地

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定リハビリテーションの従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。  
理学療法士 1人以上(常勤)  
理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。  
(1) 営業日 月曜から金曜  
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

### (指定訪問リハビリテーションの内容)

第7条 指定訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

### (通常の事業の実施範囲)

第8条 新潟市(西蒲区・西区・南区)

### (利用料その他の費用の額)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合、法定代理受領サービスの場合及び法定代理受領サービスでない場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、法定代理受領にかかる利用料は1割の額とする。

### (サービスにあたっての留意事項)

第10条 1 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付し説明を行い、利用申込者の同意を得る。  
2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

- 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 6 法定代理受領サービスの該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(その他運営に関する事項)

- 第11条 1 従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - (2) 継続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 美郷会が定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第12条 1、事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定)

- 第13条 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

附則

この運営規程は2023年7月1日から施行する。